

○高砂市労政審議会運営規則

昭和52年3月7日高砂市規則第3号

(目的)

**第1条** この規則は、高砂市労政審議会条例（昭和51年高砂市条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、高砂市労政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第4条** 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会の委員)

**第5条** 条例第5条に規定する部会の委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選により定める。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、生活環境部環境経済室産業振興課において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年3月24日高砂市規則第9号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年5月30日高砂市規則第13号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月31日高砂市規則第9号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月31日高砂市規則第17号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月29日高砂市規則第22号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。